

西尾市小規模事業者サポート補助金制度のご案内

西尾市では、小規模事業者への支援のため、株式会社日本政策金融公庫国民生活事業（以下「日本公庫」という。）が定める小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を受けた小規模事業者に対し、当該融資金額に係る事業資金の一部につき、一定の条件を満たした場合に補助金を交付します。

1、補助対象者

- ① 法人の場合は本社、個人の場合は住所地又は主たる事業所を市内に有していること。
- ② 日本公庫が行う小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を令和7年4月1日以後に融資実行を受けた小規模事業者。
- ③ 西尾市に税金を遅滞なく納めていること

2、補助率等

補助率は融資額の1%（一補助対象者あたりの年度内の上限額は5万円まで、100円未満切捨て）とします。ただし、資金使途が以下に当てはまる場合は、融資額から該当の金額を除いた額の1%とします。

- ① 既存の小規模事業者経営改善資金の旧債返済を含む場合
- ② 自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第二に規定する、人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び人の運送の用に供する小型自動車並びにこれらに付属するものの資金使途とする場合（同規則別表第三に規定する自動車運送事業の用に供する自動車は除く）※3ナンバー、5ナンバー、7ナンバーの車両のことで緑ナンバーの車両は除きます。
- ③ 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第二の四に規定する人の運送の用に供する自動車並びにこれらに付属するもの（同規則別表第二の五に規定する事業用自動車は除く）※5ナンバー、7ナンバーの軽自動車の車両のことで黒ナンバーの車両は除きます。
- ④ 補助金の交付を受けようとする者と道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第4号に規定する使用者の氏名又は名称及び住所が異なる場合の資金
- ⑤ 西尾市外の事業所で使用することを目的とする運転及び設備資金

$$\begin{aligned} & \text{（融資額－①旧債返済額－（②＋③＋④＋⑤（対象外融資額））} \\ & \times 1\% = \text{補助金額（100円未満切捨て）} \end{aligned}$$

3、申請方法

以下の書類を西尾市役所商工振興課まで持参してください。

- ① 小規模事業者経営改善資金融資証明願（日本公庫より発行されます。）

※ 小規模事業者経営改善資金融資証明願が発行されても、上記の補助対象外融資額により補助金の対象外となることがあります。詳細は下記にお問い合わせください。

- ② 市税の完納証明書 ※市役所 2 階の収納課で申請してください。
③ 西尾市小規模事業者サポート補助金交付申請書兼実績報告書
④ 西尾市小規模事業者サポート補助金交付請求書（日付、金額は記載なし）
⑤ 自動車検査証の写し（※補助対象が車両の場合）

4、申請期限

日本公庫からの融資実行後60日以内とします。

例えば、融資実行日が令和 6 年 4 月 5 日の場合、令和 6 年 6 月 4 日までが申請期限となります。（申請期限が休日に該当する場合は、休日前の平日が期限となります。）

5、注意事項

予算に達した時点で受付を終了します。

問合先 西尾市産業部商工振興課 電話 0 5 6 3 - 6 5 - 2 1 6 8 西尾市ホームページ http://www.city.nishio.aichi.jp/
